

第4 高等学校教諭免許状の上級免許状を取得する場合

1 法別表第1（規則第5条第1項の表）と、高等学校教諭免許状の上級免許を取得する場合（〈表3-13〉～〈表3-15〉）の科目名の対応について（記号が同じものが対応）

法別表第1（規則第5条第1項の表） （抜粋）				記号	〈表3-13〉～ 〈表3-15〉の科目名	対応
欄	科目名	事項名				
第2欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項		① ⇒	教科に関する専門的事項に関する科目	左図の 同じ行 (⇒)が 対応
		各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）		② ⇒	〈各教科の指導法に関する科目〉 又は〈教諭の教育の基礎的理解に関する科目等〉	
第3欄	教育の基礎的理解に関する科目	（略）	* ③ ⇒	第3欄に掲げる科目		
第4欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	（略）	* ④ ⇒	第4欄に掲げる科目		
第5欄	教育実践に関する科目	（略）	* ⑤	選択科目		
第6欄	大学が独自に設定する科目 （注）			⑥	大学が独自に設定する科目 （注）	

* 「第3欄」、「第4欄」及び「第5欄」＝「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」

（注）第6欄の単位は、「指定大学（※）が加える科目」を充てることができます。

※ 指定大学とは、認定課程を有する大学のうち教員養成に関する教育研究上の実績等を勘案して文部科学大臣が指定した大学（いわゆる「教員養成フラッグシップ大学」。令和4年4月から取組開始）のことで、東京学芸大学、福井大学、大阪教育大学、兵庫教育大学の4大学が指定されています。

2 高等学校教諭専修免許状を取得する場合（基礎となる免許状：高等学校教諭一種免許状）
【根拠規定：法別表第3、規則第11条】

<表3-13>

在職年数	科目	総単位数
3	大学が独自に設定する科目（大学院等）(7)	15

(7) 「指定大学が加える科目」を充てることができます。(⇒P. 16の(注)参照)

3 高等学校教諭一種免許状を取得する場合（基礎となる免許状：高等学校助教諭臨時免許状）
※ (1)又は(2)の区分で適用表が異なります。

区 分	説 明	適用表・備 考
(1) 大学を卒業していない者	(2)に該当しない者	<表3-14>
(2) 大学を卒業した者等	次のいずれかに該当する者 ✓ 大学に3年以上在学し、かつ、93単位以上を修得した者 ✓ 大学に2年以上及び大学の専攻科に1年以上在学し、かつ、93単位以上を修得した者	<表3-15> (1)と比べて在職年数の軽減措置あり

(1) 大学を卒業していない者

【根拠規定：法別表第3、規則第11条・第13条・第14条、細則別表第1の1(7)】

<表3-14>

在職年数		5	6	7	8	9	10	11	12
		年	年	年	年	年	年	年	年以上
修得単位数(7)									
最低修得単位数	教科に関する専門的事項に関する科目(イ)	10	9	8	7	5	4	4	3
	〈各教科の指導演法に関する科目〉 又は〈教諭の教育の基礎的理解に関する科目等〉(エ)	5	5	4	4	3	3	2	2
	第3欄に掲げる科目	3	3	3	2	1	1	1	
	〈各教科の指導演法に関する科目〉又は〈第4欄に掲げる科目〉(ウ) 選択科目	4	3	3	3	3	2	2	2
大学が独自に設定する科目(オ)		8	8	8	8	8	6	5	3
総単位数		45	40	35	30	25	20	15	10

<備考>

(7) 最低修得単位数を含んで、総単位数を修得します。

(イ) 免許教科の種類に応じ、それぞれ定める「教科に関する専門的事項に関する科目」についてそれぞれ1単位以上（「教科に関する専門的事項に関する科目」の科目数が、<表3-14>の(イ)の最低修得単位数を超える場合は、(イ)の最低修得単位数に相当する数の「教科

に関する専門的事項に関する科目」についてそれぞれ1単位以上)を修得します。

(例)「教科に関する専門的事項に関する科目」の科目数が5、在職年数が11年((イ)の最低修得単位数が4)の場合は、「教科に関する専門的事項に関する科目」の4科目についてそれぞれ1単位以上を修得します。

(ウ) 「各教科の指導法に関する科目」の単位を修得する場合は、受けようとする免許教科の「教科の指導法に関する科目」について修得します。

(エ) 規則第11条第1項の表備考第2号の適用者(大学に2年以上在学し、62単位以上を修得した者又は高等専門学校を卒業した者で、法第5条第6項の規定により高等学校助教諭臨時免許状を受け、かつ、大学又は高等専門学校で「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」について4単位以上修得していない場合)は、4単位に不足する単位数にこの表の「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」の最低修得単位数を加えた単位数を修得します。

(オ) 「指定大学が加える科目」を充てることができます。(⇒P.16の(注)参照)

(2) 大学を卒業した者等

【根拠規定：法別表第3、規則第11条～第14条、細則別表第1の2(4)】

<表3-15>

		在職年数				
		3年	4年	5年	6年以上	
修得単位数(7)						
最低修得単位数	教科に関する専門的事項に関する科目(イ)	5	4	4	3	
	〈各教科の指導法に関する科目〉又は〈教諭の教育の基礎的理解に関する科目等〉(I)	第3欄に掲げる科目	3	3	2	2
		〈各教科の指導法に関する科目〉又は〈第4欄に掲げる科目〉(ウ)	1	1	1	
		選択科目	3	2	2	2
	大学が独自に設定する科目(オ)	8	6	5	3	
総単位数		25	20	15	10	

<備考>

(7)～(エ)：「3 高等学校教諭一種免許状を取得する場合 (1) 大学を卒業していない者」と同じ。

(オ) 「指定大学が加える科目」を充てることができます。(⇒P.16の(注)参照)

4 高等学校教諭専修又は一種免許状を取得する場合の特例【法附則・29 法附則関係】

次のものがありますが、該当事例が少ないため、表は省略します。

取得しようとする免許状	説明	根拠規定
高等学校教諭専修免許状	修業年限4年の教員養成諸学校の卒業者、修業年限4年以上の専門学校卒業者又は旧大学令若しくは旧学位令による学士号の所有者で施行法第1条又は第2条により高等学校教諭一種免許状を受けている場合	法附則第5項、規則附則第4項
高等学校教諭一種免許状	旧法（昭和24年）又は29法附則第7項（短期大学士なし）で高等学校助教諭臨時免許状を受けた者	29法附則第8項、規則附則第14項、細則別表第1の8
	29法附則第7項（短期大学士なし）で高等学校助教諭臨時免許状（保健）を受け、かつ、看護師の免許を受けている者	29法附則第7項、規則附則第38項・第39項、細則別表第1の10